

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

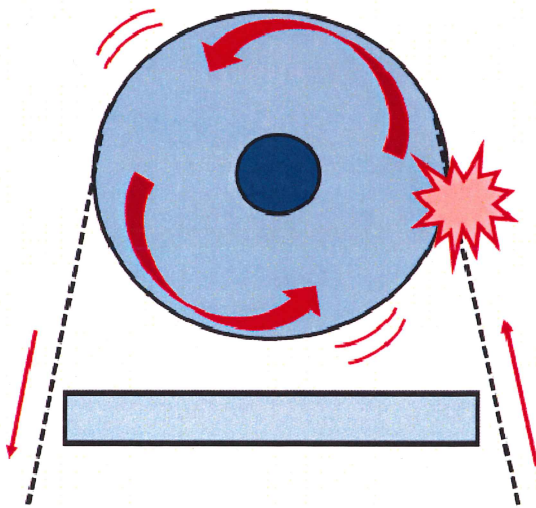
災害発生情報 No.129

令和3年1月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	製造業	経験年数	8年	年齢	20歳代
発生日月	令和2年11月	発生時刻	23時50分		
発生状況	機械設備の修理中、覆いを外したプーリーに手を添えて回転状況を確認しようとしたところ、突然プーリーが回転したことから右手を巻き込まれたもの。				
負傷の程度/部位	右手親指骨折	休業見込期間	若しくは死亡	2か月	



～再発防止のために～

本紙では労働安全衛生規則第107条（掃除等の場合の運転停止等）の遵守の重要性について、これまで度々周知してきたところです。機械の掃除、給油、点検、修理または調整等の非正常作業を行う場合においては、機械の運転を停止させるほか、他の労働者が不意に起動装置を操作することのないよう、当該起動装置に錠を掛け、「点検のため機械停止中」等の表示板を取り付けさせる措置を講じる必要があります。

また、作業手順の整備は基より、非正常作業時は職長を立ち合わせ適正な作業状況を確認させる等、挟まれ巻き込まれ災害防止措置の強化をお願いします。

◆安全衛生の窓◆

事業場の皆様におかれましては、新たな気持ちで仕事始めを迎えられたことと思います。

昨年、令和2年の休業4日以上労働災害は316件（12月末速報値）で、令和元年と比べ15%増加している状況にあり、死亡災害は、勾配43度の法面上で除草作業を行っていた労働者による墜落・転落災害1件、フレコンバックによる倒壊災害1件のほか、交通事故が2件発生しております。事故の型別では、高所からの墜落・転落災害が最も多く、次いで稼働中の機械による挟まれ巻き込まれ災害、腰痛等の動作の反動・無理な動作による災害及び通路等での転倒災害の順で多発している状況にあります。事業場の規模別では、製造業では労働者数100人以上300人未満の事業場が最も多く、建設業では10人未満の事業場で、陸上貨物運送業では10人以上30人未満の事業場で多く災害が発生している状況にあります。年齢別では60歳以上の労働者による災害が多発傾向にあり、転倒災害では6割以上が60歳以上の労働者で発生している状況にあります。事業場におかれましては、これらの傾向を踏まえ実効ある労働安全衛生管理を取り組まれるようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止について、引き続き徹底されるよう併せてお願いいたします。

本年も事業場の皆様の健康と安全を確保するため、当署ではあらゆる機会を積極的に活用し、実効ある取り組みを推進してまいります。